

千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和3年3月30日

千葉県病院事業管理者 寺 井 勝

千葉県病院局規程第2号

千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する
規程

千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成23年千葉県
病院局規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の育児相談料の項の次に次のように加える。

セカンドオピニオン 外来相談料	1回につき 30分まで10,000円 (以後30分までごとに10,000円加算)
--------------------	---

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。